

国民健康保険料の算定方法の一部改正及び料率の改定について

1 国民健康保険料の算定方法の一部改正について

(1) 改正の背景

平成 27 年度の税制改正により、国民健康保険法施行令が改正されたことから、国民健康保険法施行令の基準に合わせ、平成 28 年度分以降の国民健康保険料の算定方法について、基礎賦課限度額、後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額を改定しようとするものです。

(2) 改正の内容

国民健康保険法施行令の基準に合わせ、次のとおり賦課限度額の改定を行います。

	単位 円	
	改定後	現 行
基礎賦課限度額（医療分）	520,000	510,000
後期高齢者支援金等賦課限度額	170,000	160,000
介護納付金賦課限度額	160,000	140,000
合 計	850,000	810,000

この改定により既に限度額に達している高所得者層にとっては負担増となりますが、中間所得者層の負担が増大しないため、所得階層別の負担の公平化が図られることとなります。

(3) 施行予定日

平成 28 年 4 月 1 日

(4) 今後の対応について

津市国民健康保険条例の一部の改正についての議案を平成 27 年第 4 回津市議会定例会へ提出する予定です。

2 国民健康保険料率の改定について

(1) 改定の背景

退職年齢の延長や景気の回復基調から、社会保険加入者が増加し、国民健康保険の加入者数は減少傾向にあります。結果、国民健康保険の低所得高齢者の割合は増加し、保険料収納金額が減少しております。一方、加入者の高齢化や医療技術の高度化によって、年々医療費が増え続け、国民健康保険事業の構造的問題もあり、財政状況は極めて厳しい状況にあります。

(2) 国民健康保険事業特別会計の現状

本市におきましては、これまで収支のバランスを保っていた基金も枯渇し、平成２３年度に保険料率を改定しました。その際、収納対策を充実強化し、その後も年々徴収率を向上させてきましたが、平成２６年度に単年度収支で約７億円の赤字となり、うち約３億４千万円を一般会計から繰り入れることになりました。

平成２７年度から国の財政支援は拡充されますが、本年度も大幅な赤字となる見通しであります。更なる徴収率の着実な向上、医療費の適正化は当然のこととして、本市の国民健康保険事業の健全な運営を維持するためには、保険料率の改定はやむを得ないものと考えます。

(3) 改定の内容

			現行（平成２７年度）			改定案			
			賦課割合		料率及び金額	賦課割合		料率及び金額	増減
医療分	応能割	所得割	52.5%	52.5%	7.1%	50.4%	50.4%	8.0%	0.9%
	応益割	均等割	47.5%	32.6%	27,000円	49.6%	34.6%	29,100円	2,100円
		平等割		14.9%	20,000円		15.0%	21,600円	1,600円
支援分	応能割	所得割	52.1%	52.1%	2.0%	50.2%	50.2%	2.9%	0.9%
	応益割	均等割	47.9%	32.7%	7,700円	49.8%	35.0%	10,500円	2,800円
		平等割		15.2%	5,800円		14.8%	7,600円	1,800円
介護分	応能割	所得割	50.4%	50.4%	1.8%	50.6%	50.6%	2.9%	1.1%
	応益割	均等割	49.6%	33.8%	8,800円	49.4%	35.3%	12,500円	3,700円
		平等割		15.8%	5,000円		14.1%	6,000円	1,000円

急激な保険料率の改定は、加入者の急激な負担増を招き、滞納世帯を増加させる恐れがあることから、その負担を緩和するため、一般会計からの繰入を視野に入れた保険料率の設定とします。

(4) 施行予定日

平成２８年４月１日

1－参考2

1 賦課限度額に達する基準総所得金額(総所得金額等から基礎控除額 33 万円を差し引いた金額)

(1) 1人世帯の場合

単位 円

	基礎賦課分 基準総所得金額	後期支援分 基準総所得金額	介護納付分 基準総所得金額
限度額引上げ前 a	6,521,127	7,325,000	7,011,112
限度額引上げ後 b	6,661,972	7,825,000	8,122,223
差額 (b - a)	140,845	500,000	1,111,111

(2) 4人世帯(4人のうち2人が40歳以上で、介護納付金分の賦課対象の場合)

単位 円

	基礎賦課分 基準総所得金額	後期支援分 基準総所得金額	介護納付分 基準総所得金額
限度額引上げ前 a	5,380,282	6,170,000	6,522,223
限度額引上げ後 b	5,521,127	6,670,000	7,633,334
差額 (b - a)	140,845	500,000	1,111,111

※ 賦課限度額に達する基準総所得額の上昇に伴い、保険料調定額及び歳入見込額も増加が見込まれます。

2 賦課限度額改定による平成28年度歳入見込額

(1) 基礎賦課分(医療分)保険料

限度額超過世帯が30世帯減少し、調定見込額で738万7千円、歳入見込額で672万2千円の増が見込まれます。

単位 千円

	超過世帯数	調定見込額	歳入見込額
限度額引上げ前 a	754	4,210,886	3,831,906
限度額引上げ後 b	724	4,218,273	3,838,628
差引 (b - a)	△30	7,387	6,722

(2) 後期高齢者支援金等分保険料

限度額超過世帯が69世帯減少し、調定見込額で574万円、歳入見込額で522万4千円の増が見込まれます。

単位 千円

	超過世帯数	調定見込額	歳入見込額
限度額引上げ前 a	610	1,212,745	1,103,597
限度額引上げ後 b	541	1,218,485	1,108,821
差引 (b - a)	△69	5,740	5,224

(3) 介護納付金分保険料

限度額超過世帯が65世帯減少し、調定見込額で496万4千円、歳入見込額で451万7千円の増が見込まれます。

単位 千円

	超過世帯数	調定見込額	歳入見込額
限度額引上げ前 a	285	421,622	383,676
限度額引上げ後 b	220	426,586	388,193
差引 (b - a)	△65	4,964	4,517

上記3つの保険料の合計で、調定見込額は1,809万1千円、歳入見込額は、1,646万3千円の増が見込まれます。

(収納率 91% で算出)

平成 28 年度保険料算定シミュレーション

			平成 28 年度 現行料率で推計	平成 28 年度 改定案	増 減
医療分	料 率	所得割 (％)	7.1	8.0	0.9
		均等割 (円)	27,000	29,100	2,100
		平等割 (円)	20,000	21,600	1,600
	賦課割合 (応能 : 応益)		49.7 : 50.3	50.4 : 49.6	-
	推計調定額 (千円)		4,218,273	4,768,017	549,744
支援分	料 率	所得割 (％)	2.0	2.9	0.9
		均等割 (円)	7,700	10,500	2,800
		平等割 (円)	5,800	7,600	1,800
	賦課割合 (応能 : 応益)		49.8 : 50.2	50.2 : 49.8	-
	推計調定額 (千円)		1,218,485	1,701,062	482,577
介護分	料 率	所得割 (％)	1.8	2.9	1.1
		均等割 (円)	8,800	12,500	3,700
		平等割 (円)	5,000	6,000	1,000
	賦課割合 (応能 : 応益)		48.3 : 51.7	50.6 : 49.4	-
	推計調定額 (千円)		426,586	625,341	198,755
合計	料 率	所得割 (％)	10.9	13.8	2.9
		均等割 (円)	43,500	52,100	8,600
		平等割 (円)	30,800	35,200	4,400
	推計調定額 (千円)		5,863,344	7,094,420	1,231,076
	一人当たり保険料 (円)		92,208	111,569	19,361
	一世帯当たり保険料 (円)		149,107	180,414	31,307

< 参考 >

			平成 28 年度 現行料率で推計	平成 28 年度 改定案	増 減
年間 保険料	1人世帯、所得なし、介護分なしの場合 (円)		18,150	20,640	2,490
	1人世帯、所得なし、介護分ありの場合 (円)		22,290	26,190	3,900
	4人世帯、基準総所得200万、介護分なしの場合 (円)		346,600	405,600	59,000
	4人世帯、基準総所得200万、介護分ありの場合 (円)		405,200	494,600	89,400

国民健康保険法施行令（抜粋）

（市町村の保険料の賦課に関する基準）

第二十九条の七 1 略

2 略

一～二 略

三 世帯主に対する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、前号の表の上欄に掲げる基礎賦課総額の区分に応じ、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。

四～九 略

十 第三号の基礎賦課額は、五十二万円を超えることができないものであること。

3 略

一～二 略

三 世帯主に対する保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、前号の表の上欄に掲げる後期高齢者支援金等賦課総額の区分に応じ、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。

四～八 略

九 第三号の後期高齢者支援金等賦課額は、十七万円を超えることができないものであること。

4 略

一～二 略

三 世帯主に対する保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、前号の表の上欄に掲げる介護納付金賦課総額の区分に応じ、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。

四～八 略

九 第三号の介護納付金賦課額は、十六万円を超えることができないものであること。

関係資料 2

平成 2 7 年度県内他市との保険料率等の比較

	医療分					支援分					介護分					一人 当たり 保険料	一世帯 当たり 保険料	津市との比較		2 6 年度 現年度分 収納率	一人 当たり 医療費
	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額			一人 当たり 保険料	一世帯 当たり 保険料		
	(%)	(%)	(円)	(円)	(千円)	(%)	(%)	(千円)	(千円)	(千円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(千円)			(円)	(円)	(%)	(円)
津市	7.10	-	27,000	20,000	510	2.00	-	7,700	5,800	160	1.80	-	8,800	5,000	140	93,830	153,035	-	-	90.44	352,782
四日市市	6.00	-	25,300	19,300	520	2.60	-	10,300	7,800	170	1.70	-	8,500	4,500	160	99,324	165,803	5,494	12,768	89.96	338,249
伊勢市	5.44	-	19,040	14,240	520	3.04	-	9,830	7,360	170	2.88	-	11,680	6,130	160	83,130	138,482	△10,700	△14,553	92.25	327,831
松阪市	7.80	-	30,200	30,300	510	2.70	-	10,400	10,400	160	2.40	-	11,500	8,200	140	91,327	153,531	△2,503	496	88.33	335,162
桑名市	4.40	23.00	23,000	22,400	520	2.30	12.00	10,200	9,400	170	2.10	14.00	12,800	8,000	160	110,050	189,838	16,220	36,803	93.89	339,875
鈴鹿市	6.20	5.00	27,000	27,000	520	2.20	3.00	6,000	6,000	170	2.20	2.00	7,200	6,000	160	98,148	166,785	4,318	13,750	88.71	322,398
名張市	7.12	-	23,900	23,000	520	1.78	-	6,100	6,000	170	1.70	-	7,700	4,500	160	89,745	150,667	△4,085	△2,368	94.13	348,607
尾鷲市	5.90	30.00	21,000	21,000	510	2.10	15.00	7,000	7,000	160	1.65	6.60	7,000	5,500	140	81,675	128,670	△12,155	△24,365	94.03	383,191
亀山市	5.80	15.00	27,600	21,600	510	1.60	5.00	7,800	6,000	160	1.20	3.00	7,200	4,200	140	91,347	152,671	△2,483	△364	90.66	343,313
鳥羽市	7.00	19.00	27,200	23,000	520	1.70	4.10	6,500	5,400	170	2.70	5.00	12,200	8,500	160	87,403	169,674	△6,427	16,639	93.74	322,674
熊野市	5.70	42.00	18,000	22,800	520	1.60	8.00	6,000	4,800	170	1.70	8.00	7,200	6,000	160	74,835	122,406	△18,995	△30,629	93.24	343,192
いなべ市	7.29	-	21,000	14,500	520	2.74	-	8,000	4,600	170	2.24	-	8,000	3,200	160	101,726	175,093	7,896	22,058	92.41	374,637
志摩市	5.30	26.00	19,800	18,900	520	1.85	8.00	7,500	5,800	170	1.60	8.50	8,400	4,800	160	81,213	139,093	△12,617	△13,942	92.20	310,715
伊賀市	6.70	-	23,000	22,000	520	1.08	-	3,500	4,500	170	1.50	-	6,000	4,500	160	77,326	129,428	△16,504	△23,607	93.29	365,677
平 均																90,077	152,513				343,450

※ 一人当たり保険料、一世帯当たり保険料及び一人当たり医療費は、平成 2 6 年度決算から。